

# 令和3年 第3回定例教育委員会

令和3年3月19日(金)  
午後2時00分  
宮代町役場 202会議室

- 1 開会の宣言 教育長
- 2 挨拶
- 3 概要報告
- 4 事務局報告
  - (1) 教育総務関係
    - ア 令和3年3月宮代町議会定例会関係 ・・・P 1
      - ① 令和2年度一般会計補正予算(第7号)について
      - ② 一般質問と答弁の概要について
    - イ 令和3年度宮代町教育委員会行事予定について ・・・P 6
    - ウ 校長会からの要望事項に対する取組状況について ・・・P 7
  - (2) 学校教育関係
    - ア 宮代町立小中学校職員の人事評価について ・・・P19
    - イ 4月の行事予定について ・・・P20
    - ウ 4月の事業予定について ・・・P21
    - エ 令和3年度着任式について 別紙
    - オ 令和3年度入学式について 別紙
    - カ 令和2年度中学校卒業生の進路状況について 別紙
  - (3) 生涯学習関係
    - ア 4月の事業予定について ・・・P22
- 5 審議事項
  - 議案第3号 宮代町学校運営協議会規則の制定について ・・・P23
  - 議案第4号 令和3年度宮代町教育委員会表彰の承認について ・・・P28
  - 議案第5号 宮代町立図書館協議会委員の委嘱について ・・・P32
  - 議案第6号 宮代町スポーツ推進委員の委嘱について ・・・P34
- 6 協議事項
  - (1) 令和3年度教育行政に関する重点施策について【別添資料1】
- 7 その他
- 8 次回教育委員会について
- 9 閉会宣言 教育長



## 4 事務局報告

### (1) 教育総務関係

ア 令和3年3月宮代町議会定例会関係

#### ① 令和2年度一般会計補正予算(第7号)について

教育関係補正予算の概要

#### ■歳入

(単位：千円)

歳入名	補正予算額	内 容
公立学校建物新增築事業負担金(※)	71,800	東小学校教室新設工事の実施に伴う国庫負担金(負担率：1/2)
学校保健特別対策事業費補助金	1,400	学校教育活動における感染症対策に係る支援事業に対する補助金(補助率1/2)
埋蔵文化財発掘調査受託事業収入(※)	10,071	民間事業者の開発に係る埋蔵文化財発掘調査受託事業収入
合 計	83,271	

#### ■歳出

(単位：千円)

事業名	補正予算額	内 容
児童・教職員の健康管理等対策事業	1,600	国補正予算を活用した学校教育活動における感染症対策用品の購入
小学校施設管理事業(※)	156,820	東小学校の児童数増加見込みに伴う東小学校教室の新設工事
中学校管理運営事業	374	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止とした修学旅行のキャンセル料
生徒・教職員の健康管理等対策事業	1,200	国補正予算を活用した学校教育活動における感染症対策用品の購入
青少年健全育成事業	△632	事業実績に基づく減額
埋蔵文化財発掘調査受託事業(※)	10,071	民間事業者の開発に係る埋蔵文化財発掘調査の受託事業費
スポーツ推進員活動事業	△150	事業実績に基づく減額
東京2020オリンピック聖火リレー事業	△200	事業実績に基づく減額
合 計	169,083	

(※) は、令和3年度へ繰り越して執行します。

## ② 一般質問の概要について

### 通告1号 土淵 保美 議員

#### 1. 緊急事態宣言下における対策は

コロナウイルス感染症拡大により第2回目の緊急事態宣言が発令されました。日本はもとより世界中で医療提供体制や経済状況が危機的状況にあります。また、学校教育においても児童生徒はもちろん、保護者の方々や教職員の方々にとっても、不安と心配の連続で大変な思いをされていることと思います。そこで、今後の対応や支援、対策について伺います。

②学校教育に関して新たな支援対策はあるか。

### 通告2号 西村 茂久 議員

#### 3. 小・中学校の眼軸近視について

最近の研究では、小・中学生の視力1.0未満の近視が増加しており、その主たる原因が眼軸伸長にあると指摘されている。最近NHKのクローズアップ現代でも取り上げ、警鐘を鳴らしている。

IT時代を生きて行く子ども達の健康管理には日頃から尽力されているとは思いますが、眼軸近視について町で把握している現状と改善対策の二点について伺う。

### 通告3号 山下 秋夫 議員

#### 1. 新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が発令されましたが、収まる気配がありません。イギリスなどでは、死亡率が高い変異株ウイルスが出現し、日本でも静岡県、東京都、埼玉県で旅行歴のない市民が感染するなど、市中感染が広がっています。宮代町では、2月1日現在89名の方が感染していますが、職場が宮代町で、他市町村に住所がある方は、この中にはカウントされていません。実際は無症状の方もいることから、それらの方を含めれば、それ以上の方が感染していると思われます。日本では、ワクチン接種が始まるのは3月以降とされていますが、時期は未定です。そこで次のことを伺います。

②「町内の教育関係施設で子どもが感染した。」と伺いました。町は、集団感染を防ぐために、どのような対策を講じているのでしょうか。また、新型コロナウイルスの正しい知識を子どもたちに伝え、いじめに発展しないような対策をしているのでしょうか。

## 2. 小中学校における情報手段のデジタル化の推進を

文部科学省より、令和2年10月に「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者間における連絡手段のデジタル化の推進について」という通知がでております。

コロナ禍での教職員、保護者の負担軽減のためにも、感染予防に向けた早急な対策の推進が必要です。

GIGAスクール構想に基づいて端末を利用するなど、小中学校の情報手段のうち具体的にデジタル化することで改善できる対策について以下の質問をいたします。

(1)小中学校の欠席届について、現在は登校班の班長さんか、保護者が記入捺印した欠席届を届ける事になっております。

メールやその他の方法などに見直すことは可能でしょうか。

(2)学校だよりなどのお知らせやチラシなどをデータ化して端末で受け取るなどの選択ができるような取り組みはお考えでしょうか。

(3)前回の一般質問でも伺いました、不登校やいじめに関する啓発など、メールでの情報発信についての進捗状況を伺います。

## 3. HSC (ハイリー・センシティブ・チャイルド) や発達障害のある児童生徒への理解を

HSCとは、とても繊細で感受性が豊かな子どものことで、医学的な診断名ではなく5人に1人はこの特性を持っているといわれています。

また、自閉症スペクトラム障害やADHD、LDなどの発達障害には、個別の診断名がありますが、どちらも病気ではなく生まれ持った特性です。

このような子どもたちは、見た目には、本人の困難な状態が理解されづらく、周りの理解や環境を整えることで生きづらさを軽減し、得意分野の能力を発揮することができます。

そこで、以下の質問をいたします。

(1)HSCや発達障害について、町で行っている児童生徒、教職員、保護者への理解に向けた啓発や取り組みをお伺いいたします。

(2)このような特性をもっている児童生徒がいじめの被害者になるケースがあります。現在の状況を町はどのように把握されていますか。また、その後の対応についてもお伺いいたします。

(3)学校では、児童生徒の心の健康を守ることが最優先課題です。特にコロナ禍において、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するためには、職場環境の改善が必要です。

現在の行われている取り組みをお伺いいたします。

## 2. 小中学校の入学式について

来年度もコロナ禍は続くと思われます。来年度の入学式はどうなるのでしょうか。新入学生や小学6年生の児童生徒や保護者、さらに祖父母の皆様は大変な不安を抱いています。昨年は児童生徒と教師、保護者のみの入学式となりました。来年度の小中学校の入学式はどのように行うのでしょうか。昨年度同様に保護者は参加できるのでしょうか。

## 3. 小中学校の入学準備などについて

昨今、子どもの貧困が問題になっています。厚生労働省が3年ごとに発表する国民生活基礎調査によると、平成30年の子どもの相対的貧困率が13.5%でした。子どもの約7人に1人が貧困状態にあり、国際的にも高い水準です。

また埼玉県が、県内の子どもを取り巻く生活環境や生活困窮等に陥る要因等を把握するため、平成30年度に行った「子どもの生活に関する調査」では、生活困難層の割合が9%、うち母子世帯は39%となっています。さらにコロナ禍により、家庭での収入が著しく減少し、子どもの相対的貧困率は高くなっていると言われています。

①町内における子どもの貧困について、どれくらい把握しているのでしょうか。また、入学時において、どのような支援を行っているのでしょうか。

②中学校に入学する際に、制服、ジャージ、体育着、上履き、体育館シューズなどを揃えなければなりません。自転車通学の生徒になるとさらにヘルメット、レインコート、自転車が必要となります。

埼玉県の「子どもの生活に関する調査」では、「食料が買えない」、「衣類が買えない」という状況があった割合は生活困難層で47.6%となっています。

経済的に厳しい家庭のために、卒業生に協力してもらい、制服やジャージなどのリユースを行っている自治体が全国的に増えています。町内では百間中学校のPTAが学校と協力して行っています。私がPTA会長のときに発案しました。他の中学校からも制服などのリユースをしてほしいとの声が上がっています。ただPTA活動では限界があります。こうした制服などのリユース活動は、学校やPTAと協力しながら、町が主体的に行っていくべきです。また制服などのリユースは限りある資源の有効活用にもつながります。今後、町全体で制服などのリユースを行っていく考えはありますか。

## 4. 小中学校及び役場庁舎のトイレについて

昨年の読売新聞12月8日号において、埼玉県内における小中学校のトイレの洋式化についての記事がありました。記事によると、9月1日現在で県内の小中学校のトイレの洋式化は57.4%となっています。宮代町は30%で、県内の小中学校と比べるとトイレの洋式化は著しく遅れています。近隣の町では、松伏町のトイレの洋式化率が91%となっています。

①来年度はどれくらいトイレの洋式化を進めていくのでしょうか。

②校舎内における多目的トイレへのウォッシュレットの整備、および教職員トイレの洋式化とウォッシュレットの整備も検討すべきと思われますが、今後整備していくのでしょうか。

## 通告11号 丸山 妙子 議員

### 4. 総合運動公園内の子供スペースの整備とベンチの増設を

指定管理者であるミズノグループのスクールに通う子供も多く、また、コロナ禍では青空の元、子供連れのぐるりの利用者が更に増えた。公園内の子供スペースの遊具が腐食により撤去されてからかなりの年数が経っている。有効に利用できるよう早期の改善を望む。また、遊歩道に設置されたトレーニングベンチは好評でよく利用されている。「運動公園内にベンチを増やしてほしい。」との要望もあり、このタイプのベンチを設置したらいかがか。

## 通告12号 金子 正志 議員

### 5. 小中学校の適正配置は2町の枠組みで

- ①宮代町・杉戸町の市街化区域、市街化調整区域の面積と、人口の比率は。
- ②人口は隣接する2町の境界周辺に集中する。小中学校の適正配置は行政が一体となって行うのが住民のためである。町の考えは。

### 7. GIGAスクール

- ①小中学校の児童生徒にひとり1台のタブレットの導入は、順調に進んでいるか。
- ②学校教育現場のICT化の動きが加速している。オンライン授業やデジタル教科書など、授業での端末活用に教員の準備は充分か。

イ 令和3年度宮代町教育委員会行事予定について

月 日	行 事 等 名	備 考
4月 1日	新転任教職員着任式	進修館小ホール
4月 8日	中学校入学式	各中学校（分担）
4月 9日	小学校入学式	各小学校（分担）
4月21日	東部地区教育長会議	春日部市
5月10日	埼葛地区教育委員会連合会総会	春日部市
5月18日	埼玉縣市町村教育委員会連合会総会	本庄市
6月（未定）	町人権教育推進協議会総会	図書館
6月（未定）	町PTA連絡協議会定期総会	百間小学校
7月 7日	東京2020オリンピック聖火リレー	東武動物公園駅東口
9月10日	体育祭（前原中）	前原中学校（分担）
9月11日	体育祭（百間中）	百間中学校（分担）
9月15日	運動会（須賀中）	須賀中学校（分担）
9月18日	運動会（須賀小・百間小・東小・笠原小）	各小学校（分担）
10月 7日	埼葛人権を考えるつどい	春日部市
10月10日	町民体育祭	ぐるる宮代
10月30日	町民文化祭（開会式）	進修館
11月 5日	研究発表会	百間小学校
11月25日	研究発表会	百間中学校
11月（未定）	埼葛教委連合会、教育長協議会合同研修会	
12月 3日	人権作文発表会	東小学校
12月 8日	キッズエコサミット	進修館
1月 9日	成人式	東武動物公園
1月（未定）	人権問題合同研修会	進修館
3月15日	中学校卒業式	各中学校（分担）
3月23日	小学校卒業式	各小学校（分担）
未 定	島村盛助を顕彰する英語活動発表会 （中学校区ごと開催）	

※各行事開催時には、別途ご案内いたします。



ウ 校長会からの要望事項に対する取組状況について

---

(案)

令和3年 月 日

宮代町立小中学校長会 様

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

校長会からの要望事項に対する取り組み状況について

令和2年11月10日付けで貴会から提出された令和3年度予算に係る要望事項に対する取組状況について別紙のとおり回答いたします。

**要望項目 1 児童・生徒の確かな学力の育成と安心・安全を確保し、町内小中学校の一層の教育活動の充実・発展を図るための人的措置**

<b>要望事項(1)</b>
<p>児童・生徒の基礎学力向上のため、小学校では30人、中学校では35人体制を堅持し、指導法改善（少人数指導）非常勤講師の配置を引き続きお願いします。</p> <p>なお、小学校の場合、今年度のように週5日間を2名で勤務、1名で週2日ないし3日の勤務でも可能なように柔軟な対応を御願います。</p>
<b>回答(学校教育)</b>
<p>町非常勤講師の配置については、平成26年度より「全ての小中学校に2名の非常勤講師を配置」することとしました。</p> <p>また、後者については今後も学校の実態に応じ協議しながら柔軟に対応していきます。今後も基礎学力のより一層の向上に取り組んでいただくようお願いします。</p>

<b>要望事項(2)</b>
<p>特別に指導を要する児童生徒への非常勤サポーター等の配置を学校の実態に応じてお願いします。（生徒指導・不登校・障がい児・特別に配慮を要する児童生徒等）</p>
<b>回答(学校教育)</b>
<p>学校の実態に対応した特別支援教育サポーターを小学校に、不登校対策学習支援員を中学校に配置しています。今後も同様の対応を継続したいと考えています。</p>

<b>要望事項(3)</b>
<p>県費加配教員の措置が継続されない場合、小1問題対応、町費等による代替講師等の措置をお願いします。</p> <p>※年度途中の産休代替・育休代替の配置が難しい場合、教務・主幹教諭が対応することが多いので、町費常勤講師あるいはサポーター（免許をもたない）等の人員配置をお願いします。また、早めの代替教員の配置をお願いします。</p>
<b>回答(学校教育)</b>
<p>平成28年度当初から、全小中学校に少人数加配が1名ずつ配置されており、令和3年度も配置予定です。他の加配や特配についても、各学校の実態や状況に応じて、埼玉県への申請については、対応していきたいと考えています。</p> <p>産休代替・育休代替の配置についても、県の登録の状況、他市町との情報を共有しながら速やかに配置できるように努めていきます。このような状況が考えられる場合、早めの情報提供をお願いします。</p>

**要望事項(4)**

県費負担教職員と勤務時間の差異は学校運営に支障があるため、町費非常勤講師町費非常勤講師の勤務範囲を拡大する措置をお願いします。(交通費支給、出張を可能にする等)

**回答(学校教育)**

町非常勤講師等の雇用規定にかかわる問題であり、現在のところ変更する考えは有りません。会計年度任用職員制度への移行に伴い、交通費を含む給与、報酬等についての待遇については、改善されます。

**要望事項(5)**

町費非常勤職員の増員をお願いします。(小、中でそれぞれ1名の増員を)

**回答(学校教育)**

町非常勤講師の職務については、本務者同等の指導力が求められる状況もあるため、令和2年度からの待遇の見直しを優先して進めており、増員の予定はありません。

**要望事項(6) ※新規**

教職員の負担軽減と児童生徒に向き合う時間の確保に向け、引き続きスクールサポートスタッフの配置をお願いします。

**回答(学校教育)**

スクールサポートスタッフの配置につきましては、現在国からの補助金を活用して行っております。しかし、令和3年度については、補助が約2割削減となるため、配置を考えておりません。

**要望事項(7)**

小学校への教育相談員の配置をお願いします。(勤務日を決めて2校兼務でも可)

**回答(学校教育)**

平成23年度より、教育相談員を教育委員会内に配置し、週3日の勤務を行っています。中学校におけるさわやか相談員等も含め、その有効的な活用を図っていきたいと考えています。

**要望事項(8)**

さわやか相談員の人事評価の検討をお願いします。

**回答(学校教育)**

現在さわやか相談員の活動状況につきましては、学校教育担当によるさわやか相談員との面談や、校長からの報告を受け把握し指導していますが、人事評価につきましては今後の検討課題とさせていただきます。

**要望事項(9)**

小学校外国語活動・英語科の充実へ向け、小学校へALTが専属となるよう引き続きお願いします。

**回答(学校教育)**

平成28年度より小学校専属ALTを配置しました。平成30年度からは1名増員し、小学校2校につき1名配置しております。

**要望事項(9)**

町内に適応指導教室の設置、また、ここ数年来に設置できるよう計画的な対応をお願いします。

※特に、情緒障害(自閉症、アスペルガー症候群等、専門のスタッフが対応し、指導できる教室を要望したい。各担任も相談できる機関であれば、さらに良い。)や不登校児童対応の指導教室があれば、日常的に継続して適応指導教室に通いながら学習や保護者への面談が実施できると考えます。

**回答(学校教育)**

現在、埼玉縣市町村等適応指導教室連絡協議会には、教育委員会事務局内に設置と報告しています。しかし今後は、令和4年度当初の開設に向け、準備、計画してまいります。

## 要望項目2 教育環境の整備・充実

<b>要望事項(1)</b>
防火シャッター・遊具施設・プール施設等の安全確保のため、専門業者による定期点検、不備の場合の早急な修繕等をお願いします。
<b>回答(教育総務)</b>
防火シャッターについては、年2回の消防設備点検時に点検しています。プールについては、使用開始時の清掃作業時等における確認をお願いします。 また、いずれの施設においても、不備等が発見された場合には、早急に修繕するなど適切に対応いたしますので、日頃からの確認点検と早急な連絡をお願いいたします。

<b>要望事項(2)</b>
老朽化した校舎・設備等の計画的な改修及び急を要する改善・改修を引き続きお願いします。特に体育館フロアについては、児童生徒の安全のため、最優先でご対応いただくようお願いします。 ・校舎近くの大木が倒れる懸念がある。高く伸びた大木の枝切りなど、計画的にお願いします。
<b>回答(教育総務)</b>
学校施設の改修等については、各校からの要望を元に現地確認を行い、危険性や緊急性などから計画的に改修工事を実施しています。また、年度途中において当初想定できなかった破損等が生じた場合には、予備費を充当するなどにより随時、対応しています。今後も、学校施設の現況を的確に把握し、児童・生徒の安全を第一に教育環境の改善・向上に取り組んでいきたいと考えています。

<b>要望事項(3)</b>
転用可能教室の改修による多目的スペースの設置について、再編統合を視野に検討をお願いします。
<b>回答(教育総務)</b>
町では総合計画に基づいて小中学校の適正配置を進めることとしておりますので、併せて検討していきたいと考えています。

<b>要望事項(4)</b>
安心安全の確保のため、校内インターホンの設置を是非お願いします。
<b>回答(教育総務)</b>
かつて、児童生徒数の急増に合わせて校舎の増築を重ねたため、各校校舎の構造が複雑、管理に苦慮されていることは理解していますが、他の施設管理経費との兼ね合いから今後の検討課題とさせていただきます。

<b>要望事項(5)</b>
トイレの環境は衛生的とは言えない。トイレ清掃・尿石除去など業者委託を、年に1・2回確実にを行うことをお願いします。
理由：近年 洋式トイレ化が進む中で、洋式化に向け、予算化及び工事を進めて欲しい。 (トイレ毎に1カ所は欲しい。もしくは、各階1カ所のトイレ洋式化工事) 障害のある児童への配慮、骨折等による児童への配慮、新入児童への配慮等)
<b>回答(教育総務)</b>
現在の学校トイレについては、学校環境改善上の喫緊の課題であると認識していますので、令和3年度も令和2年度に引き続き業者による尿石除去を実施したいと考えています。また、洋式化を含めたトイレの全面改修を令和3年度から計画的に取り組んでまいりたいと考えています。

<b>要望事項(6)</b>
各教室の蛍光灯や照明器具を計画的にLEDに変えてほしい。(現在使用中の蛍光灯の生産が限定されつつあり、単価が値上がりしています。蛍光灯の今後が見通せなくなっているため、計画的な対応をお願いします。)
<b>回答(教育総務)</b>
照明器具のLED化については、省エネはもちろんのこと、長寿命や環境負荷の低減などの特徴を持っており、必要性は理解しております。従って、今後、計画的な改修に努めていきたいと考えています。

<b>要望事項(7) ※新規</b>
小中学校多目的教室、相談室、会議室等へのエアコン設置をお願いします。
<b>回答(教育総務)</b>
近年の異常気象を考えれば、すべての教室にエアコンを設置することが望ましいことは理解できますが、子供たちが通常授業で使用する普通教室及び特別教室には設置済みであり、以前に比べ、環境面では大きく向上していることから、多目的教室等への設置についての優先順位は低いと考えていますので、御理解いただきたいと思います。

### 要望項目3 教育の充実と特色ある学校づくりのため財政支援

<b>要望事項(1)</b>
埼玉連合教育研究会負担金及び埼玉県連合教育研究会負担金並びに町教育研究会への補助金を引き続きお願いします。 宮代町教育研究会の特別事業会計については、宮代町からの補助金200,000円の継続をお願いします。(理由：町内硬筆審査会継続実施のため。)
<b>回答(学校教育)</b>
ご要望のとおり予算措置を講じています。

<b>要望事項(2)</b>
各種教育団体組織への負担金・分担金の措置を引き続きお願いします。 校長会における関東甲信地区、全日本校長会負担金についても予算措置をお願いします。
<b>回答(学校教育)</b>
ご要望のとおり負担金等の予算は確保しています。 なお、教育関係の協議会等への負担金が多いことから、必要性やメリットについて議会等から指摘される場合が有ります。町長部局では、協議会から脱退や、負担金を減額・廃止するなど、改革に取り組んでおりますので、できれば組織の必要性や負担金のありかた等について、組織自ら議論していただくなど、一石を投じていただければ幸いです。

<b>要望事項(3)</b>
研究委嘱校には、予算措置の増額を引き続きお願いします。併せて委嘱料の費目を需用費(印刷製本費)でなく、助成金という費目にさせていただけると「謝金」「旅費」等に使用できるので、有効活用することができますので検討をお願いします。
<b>回答(学校教育)</b>
平成26年度より町研究委嘱費につきましては、発表校に7万円、その他の学校に5万円としました。研究委嘱費につきましては需用費に限定せず、各学校の実情に合わせ研究に必要な「謝金」等にも使用できることとしました。

<b>要望事項(4)</b>
教材や指導書等の予算措置を引き続きお願いします。
<b>回答(学校教育)</b>
ご要望のとおり予算措置を講じています。

**要望事項(5)**

給食費の納入方法については、給食費の適正化及び学校事務の効率化を図るため、町当局に直接納入する方法をお願いします。また、給食費を未納しがちな家庭に対する行政からの働きかけをお願いします。

**回答(教育総務)**

給食費の納入については、各家庭の状況と合わせて的確に判断いただける各小中学校にお願いし、一定の成果を得ているところでありますので、引き続きお願いします。  
なお、長期間にわたり滞っている家庭については、町教育委員会としても働きかけしてまいります。

**要望事項(6)**

学級閉鎖時、給食の停止並びに食材の購入停止が間に合った場合、給食費の返金をお願いします。

**回答(教育総務)**

学校給食食材は、給食費の年間見込みを勘案して選定、発注しています。また、事務の煩雑化を防ぐためにも給食費の返金は所定の基準に基づき実施したいと考えています。

**要望事項(7)**

多額の予算が必要な修繕費の町予算対応について引き続きお願いします。

**回答(教育総務)**

修繕費については、軽微なものは学校予算で対応をお願いします、多額の費用を要する修繕は町予算で対応しています。財政状況が益々厳しくなっているため十分な予算とは言えないかも知れませんが、緊急修繕等は予備費等を活用し対応したいと考えています。学校におきましても予算を有効に使っていただけるよう工夫できることがあればお願いします。

**要望事項(8)**

図書室の児童生徒用図書の予算の増額をお願いします。

**回答(学校教育)**

児童生徒用図書につきましては、小学校は児童一人当たり1,100円、中学校は生徒一人当たり1,300円を予算として計上しています。財政状況が厳しくなっているため十分な予算とはいえないかと思いますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。  
なお、平成28年度からは「新図書館システム」の整備により学校図書室のパソコンがオンライン管理となるなど、町立図書館との連携が拡大されますので、効果的な運用をお願いします。



<b>要望事項(9)</b>
各学校の実態に応じた樹木剪定（特に大きく成長し危険が予想されるものは早急に）、消毒の回数増、除草作業の年2回ほどの予算立てをお願いします。
<b>回答(学校教育)</b>
各学校への配当予算の中でご対応のほどよろしく願いいたします。

#### 要望項目4 その他の要望

##### 要望事項(1)

人事異動については、校長の意向を今後も尊重していただき、バランスの取れた勢いのある職員組織となるよう配慮をお願いします。

##### 回答(学校教育)

今後も校長との話し合いを重視していきます。

##### 要望事項(2)

県や町から児童生徒へ依頼されるポスター、作文、標語等で必ず協力しなければならないものについて、年間一覧表の作成をお願いします。

(※教育委員会を経由しない依頼も多数あり、負担感が増加しています。)

##### 回答(学校教育)

平成26年度に一覧表の作成を示してありますが、教育委員会を経由しないものについては、示すことができません。教職員の負担軽減を図り、子供たちと向き合う時間が確保できるよう、今後も教育委員会としてできることを協力してまいりますので、ご理解をお願いします。

##### 要望事項(3)

県大会以上の児童生徒の出場については、県大会の参加費・輸送費予算の配慮をお願いします。(※現状では、個人又はPTA負担となっています。学校代表として出場する場合、負担に課題があります。)

##### 回答(学校教育)

平成23年度までは、バスの予算を確保しておりましたが、平成24年度予算「3%」、平成25年度予算「1%」、平成26年度予算ではさらに「2%」のマイナスシーリングが行われ、全庁的に予算が減額されたことから、バスの予算を確保することが出来ません。ご理解いただきたいと思ひます。

##### 要望事項(4)

人材の派遣について、小学校の学級懇談会等で幼い子の安全を確保するため、これまでどおり是非年間3回ほどの派遣をお願いします。

(※懇談会時、一定の場所を指定しているが、監督している者がいない状況もあり、危険であるため)

##### 回答(学校教育)

必要性については理解しておりますが、現状では各校の工夫をお願いします。

**要望事項(5)**

学校の標示の作成について検討をお願いします。

**回答(教育総務)**

宮代町の道路事情と各校の立地を考慮すると、来校者への案内標示の必要性は理解されると思いますが、昨今自動車や携帯電話等のGPS機能の普及と考え合わせると喫緊の課題ではないと解されますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

**要望事項(6)**

各学校にもう1台AEDの設置をお願いします。

(※緊急対応・校外で使用するため。例：林間学校、持久走大会、水泳指導等)

**回答(学校教育)**

現状では各校の工夫をお願いします。必要性については理解していますので、今後検討していきたいと思えます。

**要望事項(7)**

夏季休養中の宮代町教育研究会主催、宮代町教委主催の教員研修については、早めの日程調整と開催方法の工夫をお願いします。

**回答(学校教育)**

町教職員全体研修会については、講師の方のご都合が最優先される状況にありますが、研修会の組み合わせや研修時間の短縮等については、引き続き検討していきたいと思えます。

**要望事項(8)**

災害時の対応について、学校を避難所として開設する場合の鍵の管理等に関する行政側との共通理解の場を設けるようお願いします。

**回答(教育総務)**

町民生活課において、震度6弱以上の地震が発生した場合に、避難所周辺に住む職員を避難所開設担当として指定しました。併せて、避難所である体育館の鍵を、各小中学校の防災倉庫に常備しましたので、緊急時には町職員により避難所を開設することが可能になっています。

**要望事項(9) ※新規**

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれています。感染症予防対策に係る予算措置を引き続きお願いします。

\* 旅行的行事への補助（キャンセル料、看護師、密を防ぐためのバスの追加等）

\* 2階の網戸設置、消毒用アルコール、ハンドソープ等

**回答(学校教育)**

新型コロナウイルス感染症対策については、今後も引き続き万全の対応をお願いします。その対策に必要な衛生品等の予算については、枠外で対応させていただいております。また、旅行的行事等のキャンセル料については、今年度と同様に国からの補助が見込まれる場合は対応可能と考えますが、キャンセル料につきましては、保護者への説明、業者との協議を十分に図っていただきますようお願いいたします。

## (2) 学校教育関係

### ア 宮代町立小中学校職員の人事評価について

令和2年度埼玉縣市町村立学校職員の人事評価について、埼玉縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則第9条第1項に基づき報告します。

イ 4月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(木)		
2日(金)	職員会議(須・百・東・笠)	職員会議(須・百・前)
3日(土)		
4日(日)		
5日(月)	準備登校(須・百・東)	職員会議(須・百・前)
6日(火)	準備登校(笠) 職員会議(笠)	
7日(水)	新1年生クラス発表(東)	準備登校(須・百・前)
8日(木)	始業式(須・百・東・笠)	始業式(須・百・前) 入学式(須・百・前)
9日(金)	入学式(須・百・東・笠)	新入生歓迎会(百) 避難訓練(前)
10日(土)		
11日(日)		
12日(月)	給食開始	給食開始 部活動見学・仮入部(百) 新入生歓迎会(前)
13日(火)	1年生を迎える会(笠)	避難訓練(須・百)
14日(水)	1年生を迎える会(須・東) 交通安全教室(笠)	2・3年授業参観・学級懇談会(百) 授業参観・学級懇談会(前)
15日(木)	学校経営研修会(会場：ぐるる)	
16日(金)	1年生を迎える会(百)	
17日(土)		授業参観・学級懇談会(須)
18日(日)		
19日(月)	1年生給食開始	振替休業日(須)
20日(火)	薬物乱用防止教室(東)	
21日(水)	ふれあいデー	ふれあいデー
22日(木)	学校経営研修会(会場：ぐるる)	
23日(金)	学習参観・懇談会・家族読書の日(東) 授業参観・学級懇談会(笠)	部活動ミーティング(百・前) 離任式(須)
24日(土)		授業公開・部活保護者会(百・前)
25日(日)		

26日(月)	学習参観・懇談会<高・わかば>(須) 交通安全教室(東) ふじまつり(笠)	
27日(火)	学習参観・懇談会<低>(須)	
28日(水)	授業参観・懇談会<特・456年>(百) 引き渡し訓練(笠)	部活動ミーティング(須)
29日(木)	昭和の日	昭和の日
30日(金)	離任式(須・東) 授業参観・懇談会<123年>1年生遠足(百)	離任式(百・前)

ウ 4月の事業予定について(教育委員会)

日付	内 容	場 所
1日(木)	臨時校長会・転任新採用職員着任式	進修館
5日(月)	予算説明会・校長会・教頭会	役場202会議室
6日(火)	スクールガードリーダー連絡会	役場204会議室
20日(火)	G o o g l e研修会	各校(オンライン)
26日(月)	宮代町人事評価研修会(校長・教頭)	役場204会議室
27日(火)		

### (3) 生涯学習関係

#### 4月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
17日（土） 11:00～12:40	<p><b>浦和レッズハートフルサッカー教室</b></p> <p>■宮代町・杉戸町・浦和レッズ・東武動物公園の官・官・民・民がコラボレーションした「ハートフルサッカー教室」を開催し、スポーツ振興、産業活性、地域振興、地元愛醸成等の相乗効果を図る。</p> <p>●内容：第1部 親子ハートフル講演会            講師／浦和レッズハートフルクラブ            キャプテン（元サッカー日本代表）            落合 弘 氏</p> <p>第2部 初心者ハートフルサッカー教室</p> <p>●対象：宮代町もしくは杉戸町在住・在学の小学校新1年～3年生とその保護者 定員100組</p>	東武動物公園 ハートフルガーデン・イベントステージ HOLA!



議案第3号

宮代町学校運営協議会規則の制定について

別紙のとおり宮代町学校運営協議会規則を制定することについて議決を求める。

令和2年3月19日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会を設置したいので、この案を提出するものである。

宮代町学校運営協議会規則をここに公布する

令和3年 月 日

宮代町教育委員会

宮代町教育委員会規則第 号

宮代町学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「設置学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 設置学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 組織編成に関すること
- (4) 学校と保護者、地域住民等との連携による教育の充実に関すること
- (5) その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 設置学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、設置学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、設置学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、設置学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、設置学校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、設置学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(1) 設置学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること

(2) 設置学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、10名内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者

(2) 設置学校の地域住民

(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者

(4) 設置学校の校長

(5) 設置学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、設置学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること

(3) その他、協議会及び設置学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第10条 委員の任期は、第8条第1項の任命の日から任命の日の属する年度の末日

までとし、再任を妨げない。

- 2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって設置学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び設置学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に違反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

- 2 設置学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、設置学校において処理する。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第4号

令和3年度宮代町教育委員会表彰の承認について

別紙の候補者を令和3年度宮代町教育委員会表彰受賞者として承認することにつき議決を求める。

令和2年3月19日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町教育委員会表彰規程第2条及び宮代町教育委員会表彰規程取扱要領に基づき表彰候補者を決定するため、この案を提出するものである。

## 宮代町教育委員会表彰規程

平成元年4月1日  
教委規程第 2号

### (目的)

第1条 この規程は、宮代町の教育、学術、文化及び体育の振興発展に貢献し、他の模範となるものの表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体を選考し、表彰する。

- (1) 教育、学術、文化及び体育の振興発展に功績が顕著であるもの
- (2) 教育関係職員で、その業績が特に優秀であるもの
- (3) 教育、文化及び体育等関係団体の活動の推進等に貢献し、その功績が顕著であるもの
- (4) その他特に表彰に値すると認められるもの

### (表彰の方法)

第3条 表彰は、教育委員、校長及び団体の長等の推薦により教育委員会で選考の上、これを行う。

2 表彰者には表彰状(又は感謝状)を授与する。なお、副賞又は記念品を加授することができる。

### (表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年1回必要に応じて行う。ただし、特に必要がある場合は、臨時に行うことができる。

### (雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰についての必要な事項は、別に教育委員会が定める。

### 附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

## 宮代町教育委員会表彰規程取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、宮代町教育委員会表彰規程(平成元年教委規程第2号。以下「規程」という。)第5条に基づき必要な事項を定めるものとする。

### 第2 選考基準

規程第2条各号に定める個人又は団体は、次の基準を満たすものの中から選考するものとする。

- 1 教育委員で、2期(8年)以上在職し、その職を退任した者
- 2 町内小・中学校に勤務した校長・教頭で、5年以上在職し、町外に転出及び退職した者
- 3 町内小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師で、5年以上在職し、その職を退任した者
- 4 社会教育委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 5 公民館長で、5年以上在職し、その職を退任した者
- 6 図書館協議会委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 7 文化財保護委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 8 スポーツ推進委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 9 奨学生選考委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 10 公民館運営審議会委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 11 その他の委員で6年以上在職し、その職を退任した者
- 12 町内小・中学校のPTA会長又は副会長として、小・中学校合わせて3年以上の在職年数を有する者で、その職を退任した者
- 13 その他特に必要と認められるもの

### 第3 表彰状等の様式

表彰状・感謝状の様式については、別紙様式のとおりとする。

### 第4 庶務

表彰に関する庶務は、教育推進課教育総務担当で行う。

平成13年5月15日 教育委員会承認  
平成15年4月24日 教育委員会承認  
平成30年2月22日 教育委員会承認  
令和 2年2月20日 教育委員会承認



## 令和3年度宮代町教育委員会表彰 候補者一覧

氏名	選考理由	種別	選考	備考
1 国川 恵子 くにかわ けいこ	平成15年度から平成17年度までの3年間及び平成20年度からの13年間、通算16年間、宮代町立図書館協議会委員として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	選考基準6 図書館協議会委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
2 遠藤 和代 えんどう かずよ	平成27年度から6年間、宮代町立図書館協議会委員として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	選考基準6 図書館協議会委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
3 矢戸 義之 やと よしゆき	平成23年度から6年間、百間小学校PTA会長、平成30年度から2年間、前原中学校PTA会長、令和2年度、同中学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	選考基準12 町内小・中学校のPTA会長又は副会長として、小・中学校合わせて3年以上の在職年数を有する者で、その職を退任した者
4 青田 文男 あおた ぶんお	平成29年度から4年間、笠原小学校PTA会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
5 上野 雅子 うえの まさこ	平成30年度、百間中学校PTA副会長、令和元年度から2年間、同中学校PTA会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
6 松本 真夕 まつもと まゆ	平成29年度から4年間、東小学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
7 富澤 かおり とみさわ かおり	平成29年度から2年間、百間小学校PTA副会長、令和元年度から2年間前原中学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
8 松本 順子 まつもと じゆんこ	平成30年度から3年間、前原中学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上

議案第5号

宮代町立図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町立図書館協議会委員に委嘱することについて議決を求める。

令和3年3月19日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町立図書館協議会委員に委嘱したいので、宮代町立図書館協議会運営規則第2条第1項の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日とする。

別紙（議案第5号関係）

宮代町立図書館協議会委員委嘱者名簿

（任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）

	氏名	性別	所属等	備考
1	山内 薫	男	学識経験者	再任
2	村山 ふさ江	女	学識経験者	再任
3	中村 昭子	女	社会教育関係者	再任
4	宮野 紀子	女	社会教育関係者	再任
5	白木 正勝	男	社会教育関係者	新規
6	大力 芳紀	男	社会教育関係者	新規
7	矢部 敦子	女	公募委員	新規
8	古谷 諭史	男	公募委員	新規
9	未定		学校教育関係者	人事異動による
10	未定		学校教育関係者	人事異動による

【参考】宮代町立図書館設置及び管理条例（抜粋）

（図書館協議会）

第17条 法第16条の規定に基づき、宮代町立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1号に掲げる者をいう。）の中から任命する。

5 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。

議案第6号

宮代町スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町スポーツ推進委員に委嘱することについて議決を求める。

令和3年3月19日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町スポーツ推進委員に委嘱したいので、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日とする。

別紙（議案第6号関係）

宮代町スポーツ推進委員委嘱者名簿  
 （任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日）

	氏名	備考	
1	新井慶子	再任	町内在住
2	押田文子	再任	町内在住
3	折原規子	再任	町内在住
4	倉持美智子	再任	町内在住
5	齋藤優子	再任	町内在住
6	島田和夫	再任	町内在住
7	杉山康昌	再任	町内在住
8	関悦久	再任	町内在住
9	千把道雄	再任	町内在住
10	泰楽恵子	再任	町内在住

【参考】スポーツ基本法（抜粋）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

【参考】宮代町スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

（定数及び任期）

第3条 委員の定数は、14人とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前2項の期間中においても委員の委嘱を解くことができる。